

| | |
|--------|-------------------|
| 原議保存期間 | 30年(平成56年3月31日まで) |
| 有効期間 | 一種(平成56年3月31日まで) |

各管区警察局広域調整担当部長
警視庁生活安全部長 殿
警視庁組織犯罪対策部長
各道府県警察(方面)本部長
(参考送付先)
警察大学校生活安全教養部長
警察大学校組織犯罪対策教養部長

警察庁丁保発第180号
警察庁丁薬銃発第280号
平成25年11月29日
警察庁生活安全局保安課長
警察庁刑事局組織犯罪対策部薬物銃器対策課長

海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法第16条第4項の規定による国土交通大臣からの通知への対応について(通達)

「海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法第十六条第四項の規定による都道府県公安委員会への通知に関する命令」(平成25年内閣府、国土交通省令第5号。以下「共同命令」という。)の趣旨及び概要については、「海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法第十六条第四項の規定による都道府県公安委員会への通知に関する命令の施行について」(平成25年11月29日付け警察庁丙保発第21号)により通達されたところであるが、その運用については下記のとおりであるので、事務処理上遺憾のないようにされたい。

なお、本通達については、国土交通省海事局及び海上保安庁と協議済みである。

記

1 通知に係る手続の流れ

海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法(平成25年法律第75号。以下「特措法」という。)第16条第3項の規定により、特定警備が実施されている特定日本船舶内において小銃及び実包(以下「小銃等」という。)が亡失し、又は盗み取られた場合、船長は直ちにその旨を国土交通大臣に届け出ることとされており、同法第16条第4項の規定により、届出を受けた国土交通大臣は、共同命令で定めるところにより速やかにその旨を都道府県公安委員会に通知することとされている。

共同命令により、国土交通大臣は、海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法施行規則(平成25年国土交通省令第92号。以下「特措法施行規則」という。)第19条の規定により提出された届出書(別添1)の写しを、特定日本船舶が当該特定警備の実施後初めて入港をし係留される本邦の港の係留施設の所在地を管轄する都道府県公安委員会に送付することにより通知することとされた。

もっとも、特定日本船舶は亡失等に係る届出以降も日本近海に到達するまで入港する港が定まらない場合がほとんどであるため、こうした場合には、当該特定警備の実施後

初めて入港をし係留されることが見込まれる本邦の港の係留施設の所在地を管轄する全ての都道府県公安委員会に対して通知することとされており、その後当該係留施設が1つに定まったときは、運用により、国土交通省から警察庁に連絡があることから、警察庁から関係する全ての都道府県警察に対してその旨を連絡することとしている。

なお、所要の対応を行うこととなった都道府県警察に対しては、国土交通省から警察庁に提供される参考資料（別添2）について送付することとしている。

2 対応要領

(1) 体制の構築及び事前の教養

国土交通大臣から通知を受けた場合には、警察本部と警察署は連携の上、所要の対応を行うための体制を構築するとともに、この通達による対応要領を事前に教養すること。

(2) 海上保安庁との情報の共有

当該特定日本船舶が係留された場合、海上保安庁法（昭和23年法律第28号）第17条第1項の規定に基づき立入検査、質問等を実施する海上保安官との連携を密にして、必要な情報の共有を図ること。

(3) 各種場合への対応

ア 小銃等の発見に至った場合

小銃等が発見された場合には、拾得の届出の受理、仮領置等の危害予防上必要な措置を講じること。

なお、小銃等が亡失等した場合は、国土交通省において当該小銃等の所有者に対して、所有権放棄の意思について確認することとされている。

イ 小銃等の発見に至らなかった場合

国内に小銃等が流入する可能性があることから、「銃砲刀剣類関係統計並びに猟銃等及び火薬類に係る事件・事故等の報告について（通達）」（平成21年12月3日付け警察庁丁保発第175号）様式2を参考にして、必要な事項について全国手配を行うこと。

ウ 事件性が認められる場合

小銃の密輸等の銃器事犯に係る事件性が認められる場合には、銃器対策部門において、事案の背後関係の解明を視野に入れて、事件化に努めること。

なお、小銃等の保管に関して不備があった場合には、原則として、特措法第6条の規定による認定の取消しや海上保安庁における特措法違反の取締りの対象となる。

(4) 警察庁への報告

対応の結果については、速やかに警察庁生活安全局保安課宛に申報により報告すること。

第七号様式（第 19 条関係）

小銃等亡失・盗取届出書

年 月 日

国土交通大臣 殿

氏 名 印

海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法第 16 条第 3 項の規定により、小銃等が亡失し又は盗み取られた旨を届け出ます。

記

1. 特定警備実施計画の概要

【届出受理番号】 第 号

【届出年月日】 年 月 日

2. 亡失し又は盗み取られた小銃の名称、口径及び製造番号

3. 亡失し又は盗み取られた実包の種類及び数量

4. 亡失し又は盗み取られたことが発覚した日時及び場所

5. 亡失し又は盗み取られた際の状況

6. 今後の航海予定

(1) 寄港予定地及び日付

(2) 特定警備実施後初めて入港し係留する本邦の港の係留施設（定まっていない場合にあっては、係留することが見込まれる係留施設）

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とする。
- 2 記名押印については、氏名を自署する場合、押印を省略することができる。
- 3 亡失し又は盗み取られたことが発覚した場合は、直ちに届け出ることとする。

国土交通省から提供される参考資料

1 特定警備計画の認定関係資料

特措法施行規則第 1 号様式の写し（変更があった場合は第 2 号様式又は第 3 号様式の写し）

申請者に係る住民票の写し（登記事項証明書の写し）

船舶の国籍及び船舶所有者を証する書類の写し

特定警備事業者に係る住民票の写し（登記事項証明書の写し）

特定日本船舶の航路図

小銃等の積卸しの場所を示す図面

一般配置図

小銃等の保管のための設備の位置及び構造を示す図面及び写真

特定警備の用に供する小銃の側面及び当該小銃に打刻された製造番号を写した写真（当該特定日本船舶に持ち込まれた小銃に限る。）

2 特定警備従事者の確認関係資料

特措法施行規則第 4 号様式の写し（変更があった場合は第 5 号様式の写し）

旅券の写し（当該特定日本船舶に乗船した確認特定警備従事者に限る。）

住民票の写し又はこれに代わる書類（当該特定日本船舶に乗船した確認特定警備従事者に限る。）

3 特定警備実施計画の届出関係資料

特措法施行規則第 6 号様式の写し

特定警備の実施期間における特定日本船舶の航路図

小銃等の積卸しの場所を示す図面

4 記録簿関係資料

特措法施行規則第 8 号様式の写し

5 その他

クルーリスト

航海日誌の写し

亡失・盗取状況を示す写真及び書類等

小銃等の所有権を放棄する場合、その旨を記載した書類

船長及び認定船舶所有者からの聴取事項